

白井市基幹相談支援センター・委託相談（★）の実績および評価について

1/2

基幹相談支援センター 役割と業務（国資料）	白井市 基幹相談支援センター仕様書上の記載	年度当初業務計画	実績、評価軸 案
『障害者相談支援事業』 『成年後見制度利用支援事業』 『他法において市町村が行うこととされる障害者等への相談支援の業務』 1. 地域生活支援事業に関する業務 ・障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の便宜供与 ・虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、必要な援助	1 総合的・専門的な相談支援等の実施 支援困難な障がい者等への相談支援等、総合的・専門的な相談支援 ★ 福祉サービスの利用の申請同行・代行等、利用に至るまでの援助 ★ サービス提供事業者との連絡調整、サービス等利用計画策定に至る援助 ★ 国、県、市又は民間の各種制度やサービスについて情報提供 ★ 専門機関とのネットワークの構築、必要に応じた専門機関紹介 ★ 障がい等の理解、不安解消、生活の基本に関することの相談支援 ★ 就学、就労、子育て、人間関係、趣味、余暇活動などの社会と関わる支援 ★ 自らも障がい者である者による相談、助言、グループ交流など ★ 身体障害者相談員・知的障害者相談員等と連携した相談会 医療的ケア児等のコーディネートに関する業務	・平日 8:30～17:30 は対面相談、土日祝・夜間は電話・メール・FAX で相談受付 ・相談件数目標：年間 500 件以上 ・社会福祉士、精神保健福祉士、主任相談支援専門員等を適正に配置。	・相談実施件数 ・相談会実施回数 ・困難ケース協議件数
2. 三障害に対する情報提供、助言、指導に関する業務	（3 地域移行・地域定着の促進の取組）※国の基幹相談支援センターの機能からは法改正で削除 施設や精神科病院等に入所・入院している障がい者等の地域移行に向けた普及啓発	・病院・施設訪問の実施：対象者や関係機関の動機付け（年間 24 件）	・地域移行支援の支給件数 ・病院・施設訪問件数
・障害者の福祉に関し、必要な情報の提供 ・障害者の相談に応じ、必要な調査を行い、本人に対して、直接、間接に助言、指導等を実施	5 権利擁護・虐待防止等の対応 障がいを理由とする差別に関する相談 障がい者虐待に係る通報等対応、適切な支援 成年後見制度の利用相談その他の支援 ★ 権利擁護のために必要な援助	・虐待通報窓口の運営：即時対応 ・虐待防止研修の実施：年 1 回開催 ・成年後見制度の推進：相談支援延 10 件（実人数 3 名）。	・相談対応件数
	6 障がい者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・情報発信：月 2 回情報提供。 ・障がい福祉サービス情報の集約・提供：市内の福祉サービスの特色や利用状況を一覧化し、提供。 ・災害時支援の強化：災害時の個別避難計画の策定状況等把握	・情報発信件数、反響等

白井市基幹相談支援センター・委託相談（★）の実績および評価について

2/2

基幹相談支援センター 役割と業務（国資料）	白井市 基幹相談支援センター仕様書上の記載	年度当初業務計画	実績、評価軸 案
『地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援』 3. 地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務 ・地域における相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施	2 地域の相談支援体制の強化の取組 相談支援事業者への訪問等による専門的な指導、助言 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 地域の相談機関（身体障害者相談員、知的障害者相談員等）との連携	・SV・事例検討会年4回 ・同行支援・OJT：年間15回以上 ・実務者会議年4回 ・地域連携会議年2回	・市内相談支援事業所支援件数 ・相談員との連携会議回数
『協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務』 4. 自立支援協議会の活動の推進に関する業務 ・関係機関等の連携の緊密化の促進	4 地域自立支援協議会の運営 全体会の運営 医ケア児支援のための関係機関の協議の場の運営 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の運営 差別解消支援地域協議会の運営	・全体会：年2回 ・就労支援部会：年4回 ・相談支援WG：年4回 ・こどもWG：年4回 ・医ケア児等支援協議：年2回 ・にも包括：年2回 ・差別解消支援地域協議会：年2回	・協議会運営、事務局の取組
	その他) 前各号に掲げるもののほか、法第77条第1項第3号に規定する障害者相談支援事業及び法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター業務に関すること。	1 総合的・専門的な相談支援 ●座談会の実施 毎月1回 ●司法と福祉の合同相談会 年2回 ●出張相談会 年5回 ●身体・知的障がい者相談員等相談会 2 地域の相談支援体制強化 ●地域への啓発活動 ・広報誌 年4回 ●サービス提供事業所への出張研修 ・権利擁護・虐待防止研修を実施 年4回 ●千葉県相談支援専門員養成研修受入 ・初任者研修の実習受入 ・現任研修のスーパービジョン等	・事業実施回数、出席人数 ・研修、事業の成果等
(地域生活支援拠点) (地域生活支援拠点コーディネーター)	7 地域生活支援拠点事業に関すること 地域生活支援拠点事業における中核的なコーディネーターの役割 障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談その他必要な支援	・サービス未利用者、介入が必要な人の把握・リスト化 ・年間24件の訪問等を実施、地域生活移行を促進 ・拠点登録働きかけ	・拠点登録の働きかけ ・緊急時対応件数